

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和7年7月11日(金) 午後1時28分から午後3時6分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 星野委員長、大東副委員長、今成、山宮、高柳、野村 各委員
- 4 傍聴者 上毛新聞記者 1名
- 5 説明者 根岸市民部長、生方市民課長、横山税務課長
北澤健康福祉部長、大嶋国保年金課長
- 6 事務局 武井事務局長、生方議事係長
- 7 議 事
- (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (5) 今後の日程について
 - (6) その他
- 8 会議の概要
- (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。
市民課の所管に係る事項について報告願う。市民課長。
(生方市民課長 報告)

ア 市民課

・調査事項

1 マイナンバーカードの発行状況について

○市民課長 調査事項1「マイナンバーカードの発行状況について」説明する。なお、マイナンバーカードの発行状況について通告をいただいたが、提供できる資料から、交付枚数及び交付枚数率により説明させていただく。資料の2ページを御覧いただきたい。令和7年3月31日現在における群馬県内のマイナンバーカード交付状況等一覧表である。総務省のマイナンバー制度支援室で作成した全国の交付状況等一覧表から群馬県内のみ抽出したものであり、上から6行目の沼田市の行を御覧いただくと交付枚数は39,473枚、交付枚数率が89.0%である。一番下の行の群馬県を見ていただくと交付枚数率が88.0%であり若干、沼田市が群馬県を上回っている状況である。また、3ページ上段には、12市のマイナンバーカード交付状況等を、下段には利根沼田管内のマイナンバーカード交付状況等を交付枚数率が高い順に表示しており、12市では4番目に高く、利根沼田管内では5市町村中真ん中の3番目となっている。100%は難しいが、できるだけ多くの方にマイナンバーカードを交付できるよう交付枚数率や保有枚数率の向上に努めたいと考えている。

市民課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「マイナンバーカードの発行状況について」質疑を行う。質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 マイナンバーカードが始まって早くに取得をされた方がそろそろ書換えの時期を迎えることになると思うが、そういった書換えの時期を迎えている人に対する対応は、どのようにされているのか聞かせていただきたい。私の記憶がもし違っていたら指摘をしていただければと思うが、マイナンバーカードは有効期限が10年間あって、5年たつと暗証番号か何かをもう1回確認をしなくてはならないというふうになっているのではないかなと思うが、そういった変更をしていただく際に保有者に対する連絡や対応というのは、どのようにされているのか、併せて聞かせていただければと思う。

○市民課長 書換えの時期に達した人にどうしているのかという質問が最初だったが、順番を変えて、先に更新の状況について話をさせていただく。マイナンバーカードの更新についてであるが、マイナンバーカード発行時に18歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日までとなっており、マイナンバーカード発行時に18歳未満の場合は発行から5回目の誕生日までとなっている。なお、電子証明書の有効期限については年齢にかかわらず発行から5回目の誕生日までである。マイナンバーカードと電子証明書はいずれも有効期限の3か月前から更新が可能となっている。今年度、制度発足からちょうど10年目となり、発足時にマイナンバーカードの交付を受けた方は更新時期を迎えるので、こちらの方々にはJ-LISから二、三か月前をめどに通知をさせていただくようになっている。

○副委員長 更新手続きをしなければ、マイナンバーカードは使えないということになるわけであるから、ある意味1回取得をしたら必ず更新を忘れないようにしなくてはならないと思うが、持っている人が更新を忘れないように市も広報をする必要があるのではないかな、広報やホームページを使って知らせしていく必要があるのではないかなという気がするのだが、市として何らかの取組などが検討されているのかどうか聞かせていただければと思う。それともう一つ聞かせていただきたいのは、保険証だとか免許証だとかそういったものにひもづけができるわけだが、実際、市としてはそのマイナンバーカードにひもづけをされている状況というのは把握をされているのかどうか分かれば聞かせていただきたい。

○市民課長 更新の時期を迎えた方に市で何か手だてをする予定があるかということだが、現状はJ-LISから通知が出ており、それに伴って更新に来ていただいたり、マイナポータルでの手続等もできるようになっている。御指摘のとおり更新忘れ等があっては困るので、今後、何らかの方法を検討していければと思っている。ひもづけについては、手続はマイナポータルか、市民課の窓口で手続ができるがマイナポータルで手続された方もいるので、こちらで正確な数の把握はできない状況である。ただ、デジタル庁や総務省のホームページで確認すると、それぞれの場所に率などが出ており、数字だけは確認ができるかもしれないが、細かい部分についてはこちらでは把握しきれないというのが現状である。

○副委員長 実際、ひもづけの状況が分からないということなので、多分そうなってくると、マイナ保険証にしろ、免許証にしろ、ほかのいろいろな手続にしても実際、マイナン

バーカードの利用状況というか、住民票を取るのに使った人が例えば1年間に何人いました、保険証として使っている人が1年間に何人いました、そういう利用状況というのは特に把握はされていないということでもいいのかどうかということを確認させていただければと思うが、あと、セキュリティーに対する不安があってもなかなかマイナンバーカードを持たないというような方もいらっしゃるみたいだが、そういったマイナンバーカードの安全性というか、信用性がどういうふうにして担保されていくのか、高められていくのか、そういった取組について、国や県、また市として何らかの対策や対応がされているのか、検討がされているのか、あれば最後に聞かせていただければと思う。

○市民課長 利用状況の把握ができていないということだが、保険証の関係は大変申し訳ないが市民課の所管ではないので把握することはないと思う。国保年金課では、全部ではないかもしれないが把握している部分もあるかもしれない。市民課では保険証の部分については把握していないというのが現状である。口座についてはあくまでも本人の意思で接続されるということになるので、把握することはやはり難しいと思う。コンビニでの住民票の交付については増えてきているのでマイナンバーカードを利用されている方が増えていっていると思うが、コンビニ交付の数は分かるが、マイナンバーカードがどのくらい利用されているかという率については、把握できていない状況である。それからセキュリティーの部分の話をいただいたが、確かに現状作っていない方がどの部分を気にしているかというのは難しい部分とは思う。確かにセキュリティーなどを気にされている方もいらっしゃると思うので、今後対策を検討していければと思っている。セキュリティーとは関係ない部分になってしまうが、今後取得できていない方に対する対応としては、現在本市では自身で来庁して申請できない場合や代理申請してくれる方がいない場合など、連絡いただいた個人の自宅へ伺い、申請をサポートする出張サービスに力を入れている。また、社会福祉課と協力してマイナンバーカードの発行を希望する福祉施設を訪問しての出張サービスなども行っており、そういった形で少しでも普及が進むように詰めていければと考えている。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 窓口への来庁者の状況というのは、1日平均どのくらい来ているか把握しているのか。感覚でいいので分かれば伺いたい。

○市民課長 マイナンバーカードに伴う申請やその他一連の手続の全てを含めたところで、1日平均40から50件程度の申請がある。特に4月は転入転出に伴う手続もマイナンバーカードをお持ちの方は伴うので、そういったいろいろな手続を含めると、1日平均50件の手続が行われている。

○高柳委員 その上で、結局行政の効率化ということで、このマイナンバーカードというのは出発したはずである。今も窓口が三つ四つあって、私が見る限りは毎日どなたかがいらっちゃっている。これから若い人たちは、恐らく携帯に切り替わっていくわけであるから、いらなくなってくると思うが、高齢者はやっぱり相変わらず窓口に来て、私はどうなっているのでしょうかという相談が相当長い間もあると思う。行政の効率化とは何だったのだろうと、紙のままのほうが結果的にはよかったのではないかというふうに思うが、実際の窓口の担当として、どのように考えているのか伺いたい。

○市民課長 確かに新規は大分減ってきたが、まだまだ更新の方もいらっしゃる。今後逆

に更新が増えていくのは間違いない。ちょうど10年目を迎える人や5年たって、電子証明書の更新がある。電子証明書については、窓口の更新しかできない状況になっているので、大分人数が増えると思われる。それに伴って市民課も窓口を充実させている状況になっていると思うので、市民課とすると皆様が更新をスムーズにできるように手伝いをさせていただければと思っている。

○高柳委員 親切に対応してもらっているのですが、今の状態で済んでいるが、これが予算もまだ確かっていると思う。決算のときに聞いたので、予算がなくなると今の市民課の窓口で対応することになるわけで、人員の確保の見通しは常に言っておかないと、本当に市民課は大変である。転入転出の時期を迎えると非常に大変なので、その辺のところはしっかりと住民サービスのためなので、それが逆に混乱をするようでは本末転倒なのかなというふうに考えているのでよろしくお願ひしたいと思う。今ちょっと出たが、携帯、私もまだよく分からないが、Androidとau両方とも切り替えができるということであるから、分かる人は携帯に切り替えると思う。切り替えて残ったマイナンバーカードは、窓口に戻却をするのか、そのまま免許証や保険証と同じでいらなくなったマイナンバーカードは自分で破棄なり保管なりするという形でよいのか、携帯への切り替えは個人でできるのかどうか、できるのだと思うが、分かれば伺いたい。

○委員長 市民部長。

○市民部長 免許証としては機能しないと思うので、免許証としてまだ持っていないといけない。私も先日、iPhoneがマイナンバーカードに対応したということで入れてみた。マイナポータルではマイナンバーカードを返してくださいとかそういった記載はなかったもので、恐らく並行して持っていて、例えばこれがまた駄目になったときに改めて登録するためには、マイナンバーカードが必要になると思うので、恐らく手元に置いておくことになっているかと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民課を終了する。

次に、税務課の所管に係る事項について報告願う。税務課長。

(横山税務課長 報告)

イ 税務課

・調査事項

1 地縁団体所有地の課税について

○税務課長 調査事項1「地縁団体所有地の課税について」説明する。資料の4ページを御覧いただきたい。地縁団体所有地は、沼田市固定資産税及び都市計画税減免要綱、その他関係法令の規定に基づき、減免の対象要件を満たす場合に、市税減免申請書を提出していただき、該当する固定資産税を減免している。根拠法令等は、資料記載のとおり、沼田市固定資産税及び都市計画税減免要綱、地方税法第367条、沼田市税条例第71条第1項、沼田市税条例施行規則第25条、第26条及び第35条、沼田市都市計画条例第6条である。

なお、減免ではなく非課税の対象となるものは、国や地方公共団体が所有する資産、宗教法人や学校法人などが所有し、本来の事業の用に供する資産、社会福祉法人が、その設立目的である公益事業のための資産などが挙げられる。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「地縁団体所有地の課税について」質疑を行う。質疑はあるか。野村委員。

○野村委員 地縁団体の所有する土地に公民館を造った場合、公民館の固定資産税は非課税か、減免なのか。また、地縁団体が持っている土地をごみステーション用地に提供する場合、それは減免措置が取れるのか。

○税務課長 地縁団体の所有する土地に公民館を造った場合は減免である。また、ごみステーションで利用している土地の場合、その主たる利用はどういったものかということがポイントになると思う。普段、駐車場として貸している土地で一部、例えばごみステーションとして利用しているということになると、減免という話にはならなくなると思うが、例えば容易に移動することができない構造物があって、ごみステーションとしてしか利用ができないということであれば、その構造物がある部分に限って、減免になる可能性はある。

○野村委員 高橋場町にごみステーション用地として、個人が持っている土地を町に寄附するという話が出た。高橋場町は地縁団体になっているから、その寄附をする土地は受けられる。それでそこにごみステーションを設置して、ごみステーション用地として町で使えばいいんじゃないかという話になったが、町の人が市に問合せをしたら、固定資産税がかかりますという回答だったらしい。町では固定資産税を払うのでは、せっかくの話だが、もらうわけにはいかないという話になったらしい。そこはごみステーションだけしか置けない。ごみステーションの用地として地縁団体が使うので減免を申請すれば減免してくれることになりそうか。

○税務課長 寄附を町が受けて、その分をごみステーションで利用するということになる。例えば土地の大きさであるとか、ほかに普段はどういう利用をしているのか、先ほど説明したとおり主たる用途がポイントになると思う。構造物があってごみステーションにしか利用できないという状況であれば、減免することはできると思うが、個別の案件については詳しい話はできないので、税務課に相談に来ていただくことが間違いないと思う。

○野村委員 今のところその土地にごみステーションが置いてある。それは地主の許可をもらって町で使っている。今のところ地縁団体の土地になっていない。そうすればもう一度区長が、具体的な、要するに面積の分かるものを持って税務課に行けば相談にのってもらえるのか。

○税務課長 詳しい話は現場を確認しないと何とも言えないので、高橋場町区長にいらしていただいて、職員が現場を確認してという対応をさせていただければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で税務課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について報告願う。市民部長。

(根岸市民部長 報告)

ウ 市民協働課

・調査事項

- 1 まちづくりの現状について
- 2 地域づくり団体への財政支援の在り方について
- 3 地域づくり拠点の在り方について

○市民部長 市民協働課長については、同課が主催する男女共同参画講演会に出席しているので私から説明をさせていただく。調査事項1「まちづくりの現状について」説明する。

調査事項としては「まちづくり」ということで通告をいただいているが、市民協働課で所管している事業としては、企画政策課や都市計画課で推進しているような広義の「まちづくり」とは若干ニュアンスが異なるものと考えているので、「各地区における地域づくりの現状について」説明させていただく。また、2月10日開催の常任委員会において、調査事項として、「各地区の地域づくりの取組状況について」説明した経過があるので、若干説明が重なる部分があるが容赦いただきたい。

まず、旧沼田町の状況である。旧沼田町については、薄根、清水、榛名の下町3か町で令和5年12月に地域づくり準備組織が設立され、本年4月に設立総会を開催し、正式に「下町地域づくり協議会」が発足した。そして、5月7日、白沢と利根の地域づくり団体と合同で、市とパートナー協定を締結したところである。このあとに説明するが、下町には活動の拠点となる施設がないことから、運営費や事業費の支援に加え、拠点の支援を行うものである。なお、ほかの町については、現在のところ、特に進展等はない。

次に、利南地区の状況である。利南地区については、地域づくりについて、振興協議会等の理解がなかなか得られず、取組が進展しなかったことから、老人クラブ等の各種団体と振興協議会の意見交換会を開催し、地域の一体感の醸成や地域課題の共有を図るとともに、ひいては地域づくりへの理解や進展に結びつくものとなるよう、努めているところである。

次に、池田地区の状況である。池田地区については、昨年5月に市とパートナー協定を締結した池田地区振興協議会が地域づくりの中核を担い、取組を進めている。具体的な取組としては、「明日の池田を考える会」通称あすいけという、小規模な座談会の開催や、「いけだサポーター」通称いけさぼというボランティア活動等がある。また、「いけだ区民フェス」という、高齢者から子どもまで楽しめるような、運動会と防災訓練をミックスしたイベントを秋に開催しており、本年度の開催に向けて実行委員会を開催し、内容等について検討を進めているところである。

次に、薄根地区の状況である。薄根地区では、昨年5月に市とパートナー協定を締結した薄根地区振興協議会が地域づくりの中核を担っており、「地域資源チーム」や「うすねBASE委員会」、「木質資源を活用したエネルギーの地産地消の仕組検討委員会」、「部活動検討委員会」などが、下部組織としてそれぞれ活動している。また、広く地区住民に情報の発信や共有を図るため、振興協議会や地域づくりに携わる人のみならず、薄根小・中

学校PTAも対象とした公式LINEを導入するなど、より多くの人に地域づくりに参加していただけるような仕組みづくりを推進している。

次に、川田地区の状況である。川田地区では、「ふれあいカワダ会」という区長会を母体とした団体が地域運営組織となり、昨年5月に市とパートナー協定を締結したが、「明日の川田を考える集い」という会がボランティア活動などについての話し合いをしており、具体的には小学生の大根の種まきや収穫体験、子持山登山などの学校行事の補助員として地域ボランティアが参加したり、毎週水曜日に卓球教室を開催したりするなど、ボランティア活動を主体とする地域づくりが進められている。

次に、白沢地区の状況である。白沢地区では、「しらさわみらい会」という地域運営組織が地域づくりの取組を進めており、本年5月に市とパートナー協定を締結した。講演会の開催や研修視察の実施、また白沢ふるさと交流会への参画、文化祭ではうどんや風船の提供、動物ふれあいコーナーを開設した。また、「しらさわみらい」という地域づくり情報紙を会員が作成し、白沢小・中学校に掲示するなど、様々な活動をしている。

次に、利根地区の状況である。利根地区では、「利根地域づくり協議会」という地域運営組織が地域づくりの取組を進めており、こちらについても本年5月に市とパートナー協定を締結した。直近の活動では、3月16日に利根地区コミュニティセンターにおいて、落語会を開催した。また、その2日後の18日には、「とねdeしゃべり場」を開催し、地域の未来を語り合う意見交換会を開催した。

続いて、調査事項2「地域づくり団体への財政支援の在り方について」で説明する。資料の6ページを御覧いただきたい。地域づくり団体への財政支援については、令和6年度より、パートナー協定を締結した地域運営組織に対し、「地域の夢を創造するための運営費補助金」及び「地域の夢を実現するための事業費補助金」を交付している。7ページ真ん中のところを御覧いただきたい。運営費補助金については、地域に根ざした地域運営組織となるために、持続可能な組織運営の基盤を築くための補助金であり、その下になるが、事業費補助金については、地域の課題解決や魅力を創出するために、地域が自主的に取り組む事業に活用できる補助金である。

資料の8ページ及び9ページについては、それぞれの補助金について、対象経費となるもの、ならないものについて具体例を示したものとなっている。後ほど御覧いただきたい。当市の地域づくりは、櫻井教授の指導・助言をいただきながら進めてきたが、地域運営組織への財政的支援の金額についても、助言をいただき設定したものである。なお、本補助金については、単独の町区を対象とするものではなく、おおむね小学校区域を単位とする複数の町により構成される地域運営組織が、市とパートナー協定を締結することにより交付対象となるものである。

続いて、調査事項3「地域づくり拠点の在り方について」説明する。地域づくりの拠点については、地区のコミュニティセンターを位置づけており、会議や打合せをしたり、イベントの会場とするなどしているが、下町についてはコミュニティセンターや他の公有施設がないため、新たに拠点とすべく、駅前の旧弘文堂、以前書店であった店舗を借り上げ拠点とすべく準備を進めているところである。

市民協働課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「まちづくりの現状について」質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に調査事項2「地域づくり団体への財政支援の在り方について」質疑を行う。高柳委員。

○高柳委員 パートナー協定を結ぶと補助金が出るという仕組みについては分かった。ただこれまで地域でそのパートナー協定を結ぶまでもなく、読み聞かせの会であるとか、それぞれの団体が活動していたと思う、コミセンなどで。そういった方々はパートナー協定を結ばないと、使用料が有料になるのか。結んだ人は補助金ももらって恐らく使用料もただになるのではないか。パートナー協定を結ばなかった団体は、逆に有料になってしまう可能性があるので、従来どおりだと大丈夫だというふうに認識しているが、分かれば伺いたい。

○市民部長 今まで活動されている例えば読み聞かせとかそういった方だと、恐らく基本的には今までと同様の活動になるかと思うので減免されていたものは継続して減免になっていると思う。こちらは先ほど委員が言われたとおり、パートナー協定を締結することによって補助金が交付されるものだが、目的としてある程度、広域でのコミュニティ組織を組織していただきたいという趣旨もあり、複数の町というか地区にまたがったものをお願いしている状況になっている。

○高柳委員 今、部長に答えていただいた読み聞かせの会、本当にそうかどうか分からないが、小さな団体がよい意味で細々とやっていて、できるだけこのパートナー協定を結んでもらいたいんだけど、隣町にもう一つつくってもらわないと困るみたいな話になると、本来の趣旨とは逆になってしまうと思うが、そういう話は地域で伺っているか。

○市民部長 現状、地域づくりという形になっているので、その中にあるとおり、元々の目的として、個々の活動にというよりも、地域をつくろうということで、単発的な具体的な一つ一つの事業でのパートナー協定ということにならないので、現状では大きな枠組みで想定している。

○高柳委員 薄根地区では、今言ったような趣旨に沿って、コミュニティ運営組織ができていて、例えば教育部門であるとか田植えの農業活動であるとか道普請であるとか、それぞれ部会のようなものがあって活発に活動しているが、そこまで至らない組織や、やっと立ち上がったところもあるわけである。そうすると結局、格差がどんどん生まれてしまう。それはいつか克服しなければならぬが、地域コミュニティ運営組織づくりの課題は何だと思うか。

○市民部長 この補助金も昨年度から始めており、補助金の申請状況については、今年度は運営費補助金の申請が5地区から出てきている。事業費補助金については6地区から出てきている。皆さん前向きに地域づくりをしていきたいということで申請されてきているものだと思っているので、努力と意思を後押しできるようにこちらも助言やアドバイス、手伝いできることがあればさせていただくようにしている。また、旧沼田町は、なかなか話合いが進んでいない状況であるが、いろいろな機会で、皆さんにアプローチをさせていただくようになると思う。そういったことで現在進めている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に調査事項3「地域づくり拠点の在り方について」質疑を行う。副委員長。

○副委員長 利南、池田、薄根、川田、白沢、利根というのは、コミュニティセンターが活動拠点になるということで、必然的に職員がそこに配置をされているから、日常的に事務的な仕事だとか、いろいろなことを職員が対応しているのではないかというふうに想像するが、本庁管内、例えば今回下町3か町で、元書店のところが拠点になるようだが、常時そこに人がいるわけではないから、本庁管内でそういう拠点づくりを進めていく際に、人的な配置、何か支援等がなければ、なかなか施設があっても活動が進んでいかないのではないかという不安を感じる。人的な配置については何らかの検討がされているのか聞かせてほしい。

○市民部長 人的な支援ということであるが、現状、コミュニティセンターには市の職員が配置されているが下町3か町は、現状そういったことは想定していない。今後、旧沼田町管内では現状適切な公の施設がないという場合には、どんな形で地域づくりの拠点を設定するのかというのは考えていかなければならないと思う。先ほどの補助金は、ある程度が目論見として例えば5年から10年ぐらい補助金を続けていって、その組織自体に体力をつけていただいたり、しっかりとした組織をつくっていただいて、独立というか、当然支援は続けていくわけだが、基盤づくりをしていただきたいと考えており、そういったフローになると思う。

○副委員長 コミュニティセンターになる前の各地区公民館のときもそうだったが、例えば老人会や育成会、そういった地区の団体の事務局的な役割を公民館の時代から担ってきて、コミュニティセンターになっても同じような団体の事務的な役割を担っているのではないかと思うが、今回のこの地域づくりの取組においても、コミュニティセンターのある地区では、そういう事務局的な取組、支援ができるわけだが、本庁管内の町は昔から各地区の公民館のように、団体の事務局的な役割を担うことがなく、ある意味自力でやってきたわけであるから、なかなかその辺は不公平感があるという意見も過去にはあった。だから拠点の場所づくりとあわせて人的な支援の体制をどういうふうにしていくのかを考えていかないと、本庁管内で組織をつくっていくというのは非常に難しいのではないかという気がする。だから例えば今回、下町の3か町にそういう拠点をつくるとして、そこに人を配置しないとしても例えば、市民協働課の誰が下町3か町を担当するから何かあったら相談してくれ何かあったら手伝いますよみたいな、コミュニティセンターみたいに常時その場所に人を配置するのではなくて、市民協働課の中で下町3か町は誰が担当してます、だから何かあったら相談してくれ、事務的なことを手伝いますよみたいな、そういう仕組みをつくっていかないと、本庁管内ではなかなか取組が進んでいかないという気がする。そういうことについての何か検討はされているか。

○市民部長 現状、下町3か町は組織が出来上がってこれから拠点づくりというところなので、担当が頻繁にやり取りしている。常駐はしていないが寄り添うというか、協力させていただいている。例えば、新たにまた拠点を考えるということになれば同様にある程度こちらでも一生懸命手伝いさせていただいて、その拠点づくりができるように進めていく

ことになるかと思う。

○副委員長 なかなか地域づくりと言っても地域に自力がなくなってきているわけであるから、いろいろな取組を地域でできなくなってきたことが最大の問題である。地域づくりを進めるいろいろな地域の取組に対して、職員がどういうふうに関わっていくのか、市民協働課だけではなくそれぞれの課が、担当の部署だけではなくて、やっぱりトータル的に地域の地域づくりを支えていくようなサポート体制を職員間、庁舎の中でつくっていく必要性もあるのではないかと。市民協働課だけではなくて、道路のことなら都市建設部ということだけではなくて、その地域の地域づくり全体をいろいろな職員、それは誰でもいいと思うが、そういうことをやって今の段階では。地域に自力がないから。そういう職員が一体となった取組を進めていく、それもさっき言ったように、道路のことなら都市建設部に任せるとか、福祉のことなら社会福祉課に任せる高齢福祉課に任せるということだけではなくて、いろいろなことがいろいろな職員と一緒にできるような仕組みをつくっていかないとなかなか地域の自力が低下している中では地域づくりを進めるというのは難しいと思う。そういった職員のサポート体制というか、職員と一体となった取組、地域づくりということについては、どういう検討がされているのか。あわせて聞かせていただきたい。

○市民部長 道路とかそういったインフラについては、ある程度区長にお願いしてその地域での問題というか、解決しなければいけないこと、例えば区長にお配りするハンドブックにこういうときにはこうしてくださいねと案内させていただいている。コミュニティセンターや地域でのことで何か困ったよということであれば一時的にはまず市民協働課に連絡いただくことになるかと思うが、そこで相談いただければ適切な相談窓口はこちらですよと案内はしていけるかと思う。地域に寄り添っていくという形がとれることがもちろん一番いいが、このパートナー協定を締結するというのでまずは地域でやることは今度これですね、これを地域でやってくださいね、市の役割としてこういうことをしますねというようにそれぞれがやることをはっきりさせて、パートナー協定を締結するので、その中でやっていきたいと思いますということになっている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民協働課を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおり御了承願う。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 事務局の提案のとおりとする。以上で市民部各課の所管事項報告を終わる。

(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 市民部所管事項に関する調査事項の検討と意見交換に入る前にお諮りしたいことがある。構成替えになってから正副議長と常任委員会の各委員長で、議会活動をより良くするためにということで各常任委員会の情報共有を図ることを目的に連絡会議を試験的に行っている。例えば、現在の沼田市において、各所管で共通した課題が委員会に分かれていることがあると思う。情報を各委員で共有して進めたほうがいいのではないかという意見がその連絡会議の中であった。定期的に連絡会議をやっというところに来ていいる。どういうことか一例を皆様に御紹介する。例えば、経済建設常任委員会が移住定住政策における課題について、人口減少対策についての調査事項を各課に出したりする、この人口減少対策については、それぞれの委員会においても関係するような事項があると意見があったとき、元の常任委員会です承を得て、それを別の関係する常任委員会に調査事項として出してもらおう。そうすると出してもらった常任委員会でも承してもらえたら、その常任委員会でその調査をしてもらうことで情報共有をするというようなことが一例である。この課題についてこういったことをこれからしていくということで説明させていただいた。こういう試みについていかがか。

(主な意見)

○副委員長 委員長だけか。

○委員長 正副議長と議運委員長、3常任委員長である。山宮委員、補足があれば願います。

○山宮委員 今の説明のとおりである。

○高柳委員 どのくらいの頻度で行うのか。

○委員長 月1回である。

○山宮委員 所管がまたぐ件が沢山ある。そういった時に所管の常任委員会で調査事項として挙げてもらう取組である。

○高柳委員 今参加している対象者がいいということであれば、前向きなことであるのでいいと思う。毎回常任委員会の議事録が詳しく出ている。しっかり読んでさえいればほかの常任委員会の情報は入る。またがった件について意見交換をし、例えば民生だけでは駄目なものを2常任委員会で共同して意見を言うなり、質問をする会議を月に1回するということで私は異論はない。

○副委員長 議員が情報共有することは非常に大事なことである。何をするか具体的ににならないとどこの委員会でも動きが取れないという気がする。個人的な意見とすれば、事務局の負担になるからずっと黙っていたが、それぞれの常任委員会の議事録を議員全員に配って、それぞれの議員がそこから考えて、常任委員会にというふうに思っていたが、例えば今月の常任委員会を来月の常任委員会で配ってもらおうとすれば、どこの常任委員会がどんなことやっているのか分かるから、一緒になってこの件については、例えば民生福祉常任委員会からこういう角度で、経済建設常任委員会はこういう角度から調査研究と、取り上げてみようというようなそういうことを連絡会議の中で提案をしてもらいながら、具体

的な取組を進めていったらいいと思ってそういうイメージを自分は持っている。

○高柳委員 試みだからまだ良い点も悪い点も含めて出てくると思うが、常任委員会要望を町でも村でもやれるところはやっている。政策サイクルという、半期に一度ぐらいは、常任委員会としてこういうことをすべしと、常任委員会要望を3常任委員会がそれぞれ首長に対して出している自治体もある。ほかのところは1年に1回、予算に合わせて委員会として。例えば経済建設常任委員会であれば、橋梁の進捗状況と、どのぐらいの期間でできるのかなど常任委員会として挙げる、会派として挙げるところもある。だから、話合いがうまくいった場合には、情報の共有と常任委員会要望につなげるような話になったらいいのではないかな。

○委員長 それでは、次第(2)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。発言はあるか。副委員長。

○副委員長 環境課に対して、ごみ処理施設を1か所にするというので、現在の5市町村のごみ収集の分別が違っていると、みなかみ町は沼田に合わせたみたいだが。最低限沼田市にそれぞれ町村が合わせてもらうということであるが、そのリサイクルというか分別収集に向けて、どういう方向で取り組んでいくのかということと、品目を増やすことによって、いわゆるごみというものをさらに減らしていくということへの取組について、どういう検討が利根沼田の1市1町3村で行われているのか、検討されているのかということと、分別収集の品目を増やすことによって、ごみの量を減らすということについてどういう検討がされているのか確認したい。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 一般質問で聞いたら、今の沼田市に合わせることになっていて、みなかみ町の生ごみがと言ったら、当面それで出発をしてその後、さらに増やしたほうがいいのであれば増やすと、そうしないと出発ができないということなので、それで決めましたという第12回の協議会で分別について決まっている。各市町村がどうかというのは、前の民生福祉常任委員会で表にして出している。もう大分前だが。例えば川場村は分別が何で、どうだというのは全部比較表で出ていたと思う。それをスタートにして協議をしていたはずである。みなかみ町は生ごみを分別しているが、どうなんだと言ったら、今の方法でいったら燃やす。それで問題があれば話し合っ、これから細分化をしていく。当面は、燃えるものはみんな燃やすと答弁された。だから整理するのであればその表を改めて出してもらえばいいかなと。今の各自治体の分別の状況を。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 ごみとして燃やすものは基本的に減らしていくようにしていかないと。これからどんどんごみが出てくるとして、燃やしていくというのは時代に即しているとはとても思えないので、本当は減量化、リサイクルを増やすべきだと思っている。

○委員長 それでは、調査事項として、「ごみの減量に向けた取組と検討状況について」及び「利根沼田管内各自治体におけるごみ分別の状況について」とする。

よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。
休憩する。

(休憩 午後 2 時40分から午後 2 時44分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。
国保年金課の所管に係る事項について報告願う。国保年金課長。

(大嶋国保年金課長 報告)

ア 国保年金課

・調査事項

1 健康保険証(令和7年7月31日有効期限)による状況と対応について

○国保年金課長 調査事項1「健康保険証(令和7年7月31日有効期限)による状況と対応について」説明する。国民健康保険資格確認書等の発送についてであるが、7月18日発送予定である。発送件数については、異動処理前であるが資格確認証3,125人、資格情報のお知らせ6,921人である。国保世帯の減少に伴い被保険者数は毎年減少傾向にあるが、前年同時期との比較では377人の減少であり要因は、後期高齢者医療保険への移行、社会保険の対象者拡大により減少する推計となっている。

次に、後期高齢者医療資格確認書の発送についてであるが、被保険者全員に資格確認書を発送する。資格確認書の有効期限は令和7年8月1日から令和8年7月31日となっており、本日発送予定となっている。なお送付予定者は、8,955人となっている。前年同時期との比較では、230名の増となっている。

国保年金課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「健康保険証(令和7年7月31日有効期限)による状況と対応について」質疑を行う。質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 今月で保険証が切れるということで資格確認書の送付や後期高齢者も同じく資格確認証を送付していただけるということだが、前の保険証も使えるけれどもこの資格確認書で従前の保険証と同じように、病院に受診ができるということについての市民に対する広報であるとか、ホームページを使って、行われるのではないかという気はするが、そういった市民に対する広報だとか、また病院、医療機関でも資格確認書を持ってきたものについては使えるのだという周知についてはどのような取組や検討がされているのか教えていただければと思う。

○国保年金課長 保険証が廃止になったのが令和6年12月2日以後は新規の保険証の発送はしていない。発行もしていないということであるが、それ以後はマイナ保険証を持っている方についてはマイナ保険証で診療を受けていただく。マイナ保険証を所持していない

方については資格確認書を交付しているというのが現在の対応である。今後についてもマイナ保険証を主に活用していくのだというのは国の方針であるので、それに沿った形で事務は適切に処理を行っていきたいと考えている。市民への広報についてもホームページなり広報ぬまた、いろいろな機会を設けて、医療が必要な人が医療を受けられないというようなことがないように丁寧に説明していければと考えている。各医療機関についても受付の脇にポスターを掲示させていただいて、こうなりますよということで、周知を併せてしている。

○副委員長 国民健康保険の場合は7月31日で保険証が廃止をされるわけであるから廃止をされて以降も資格確認書やマイナ保険証で医療が受けられるということは、これはもうぜひ市民の方々に周知をしていただきたいと思います。それと7月の末ぐらいに、厚生労働省は現在使っている保険証を来年の3月31日、今年度いっぱい使ってもいいと通知を出したように聞いたが、状況はどのようになっているのか、また市としてはどのように対応されるのか聞かせていただければと思う。

○国保年金課長 厚生労働省から疑義解釈の事務連絡ということで令和7年6月27日付けで周知が図られたものである。内容としては厚生労働省の立場から、切れた保険証でも医療機関の窓口で資格確認が取れるのであれば本人の10割負担を求めずに保険適用をさせられる対応もできますという内容である。誤解を招くといけませんが、切れた保険証でも使えるという説明は、窓口なり問合せについてもする予定はない。保険証自体切れているものは切れているという前提で、もし保険診療が必要な方については、マイナ保険証なり資格確認書の交付を受けて、それで医療機関を受診してくださいということで説明をさせていただきたいと現在は考えている。

○副委員長 繰り返すようだが、今まで病院にかかっていた人が急にかかれなくなるということのないように、資格確認書、前の保険証で病院にかかることができることは市民の方にもぜひ繰り返し広報していただきたい。有効期限が切れた保険証が使えるというのは、これはちょっと不思議というか、おかしい気がするので、その辺の混乱が起きないように基本的に市としては、保険証か資格確認書で対応する、受診をしてくれと。マイナ保険証なり資格確認書は基本的にみんな持つことになるわけであるから、そちらを優先して使ってくれということも併せて広報していく必要があるという気がするので、その辺の取組についてはどういうふうにされていくのか、検討されていることがあれば聞かせていただければと思う。

○国保年金課長 一番混乱を招くのは行政の窓口ではなくて、医療機関の窓口が一番困ることと思う。切れた保険証が使えるとテレビで見たとか新聞に出ていたと言われて切れた保険証で医療機関の窓口に言われると一番それが困ることだと思っているので、これまでと同様に、マイナ保険証か資格確認書を持って行ってもらって受診につなげたいという広報を続けていきたいと思っている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で国保年金課を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第（５）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおり御了承願う。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 事務局の提案のとおりとする。以上で健康福祉部各課の所管事項報告を終わる。
（健康福祉部 退室）

(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（４）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。発言はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、（５）今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

(6) その他

○委員長 次第（６）その他について、委員から何かあるか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 その他について事務局から説明させる。
（事務局書記 説明）

○委員長 以上で本日の委員会を終了する。
（午後３時６分 終了）